第八十六条　一般的な待遇及び保護

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。いずれの締約国も、不当又は恣意的な措置により、当該投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有、清算及び売却その他の処分を阻害してはならない。

2　一方の締約国が他方の締約国の投資家の特定の投資財産に関する書面による義務を負うこととなった場合において、当該投資家が当該投資財産の設立、取得又は拡張の際に当該一方の締約国による当該義務の履行を求めることが可能であったときは、当該一方の締約国は、当該義務を遵守する。

第八十七条　内国民待遇

一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資活動に関連し、当該投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第八十八条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資活動に関連し、当該投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する待遇には、他の国際協定における一方の締約国と第三国との間の投資紛争の解決に関する規定によって当該第三国の投資家及びその投資財産に与えられる待遇を含まないことが了解される。

3　一方の締約国が投資の実質的な自由化を規定する自由貿易協定、関税同盟のための協定その他類似の協定を締結し、又は改正することによって第三国の投資家及びその投資財産に対し有利な待遇を与える場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、当該待遇を与える義務を負うものではない。当該一方の締約国が与える当該待遇は、遅滞なく当該他方の締約国に通報するものとし、また、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、締結し、又は改正するそのような協定に基づいて与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えるよう努める。当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請があった場合には、締結し、又は改正するそのような協定に基づいて与えられる待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み入れることについての交渉を開始する。

第八十九条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　利益、利子、配当、資本利得、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収入

(c)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　投資財産に関連して、当該一方の締約国外において雇用している従業員の得た収入その他の報酬

(f)　第九十一条及び第九十二条の規定に従って行われる支払

(g)　第九十四条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　各締約国は、1に規定する資金の移転が自由交換可能通貨により行われることを確保する。資金の移転については、移転の日の市場における為替相場で行うことができるものとしなければならない。

3　1及び2の規定は、締約国が次の事項に関連する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用することを害するものではないと了解される。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪及び犯罪収益の回収

(d)　通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e)　訴訟手続又は裁決手続における判決又は命令の履行の確保

第九十条　留保

1　第八十七条、第八十八条及び第九十六条の規定は、次の措置がこれらの規定に適合しない限りにおいて適用しない。

(a)　締約国が維持し、継続し、又はいつでも更新するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書九の付録一の第一節又は付録二の第一節の自国の留保に係る表に記載するもの

(b)　(a)に規定する適合しない措置の改正又は修正（当該措置とこれらの規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

(c)　附属書九の付録一の第二節又は付録二の第二節の自国の留保に係る表の規定に従って締約国が採用し、又は維持する措置

2　一方の締約国は、1(b)に規定する適合しない現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は1(c)に規定する措置を採用する場合には、他方の締約国に対しその旨を通報し、及びその改正若しくは修正若しくは採用の前に、又は例外的状況においてはその後できる限り速やかに、詳細な情報を他方の締約国に提供する。

3　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書九に定める自国の留保に係る表の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生ずる時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　両締約国は、附属書九に定める両締約国の留保に係る表に規定する留保の適用範囲を削減し、又は当該留保を撤廃するため、第百二条に規定する見直しの一環として、当該両締約国の留保に係る表についての見直しを行うことを約束する。

5　一方の締約国は、他方の締約国の要請により、又は一方的に、当該他方の締約国への書面による通報によって附属書九に定める自国の留保の全部又は一部をいつでも撤廃することができる。

6　第八十七条及び第八十八条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして同協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7　第八十七条、第八十八条及び第九十六条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第九十一条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の利益を目的とするものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　正当な法の手続に従ってとられるものであること。

(d)　2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

2　補償の額は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までの期間を考慮した利子であって、市場において決定される商業的な利率によるものを含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により自由交換可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び自己の投資財産の評価に関し、収用を行う締約国の法律及びこの条に定める原則に従って、当該締約国の裁判所その他の独立した当局による速やかな審査を受ける権利を有するものとする。ただし、第九十四条の規定の適用を妨げない。